



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

資料 3

技能実習制度・特定技能制度の見直し

令和5年10月11日（水）

法務省 出入国在留管理庁

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則
（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成29年（2017年）11月1日） ⇒ 令和4年（2022年）11月1日目途

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号） 附則
（検討）

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成31年（2019年）4月1日） ⇒ 令和3年（2021年）4月1日経過



有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

（令和4年11月22日関係閣僚会議決定）

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催スケジュール

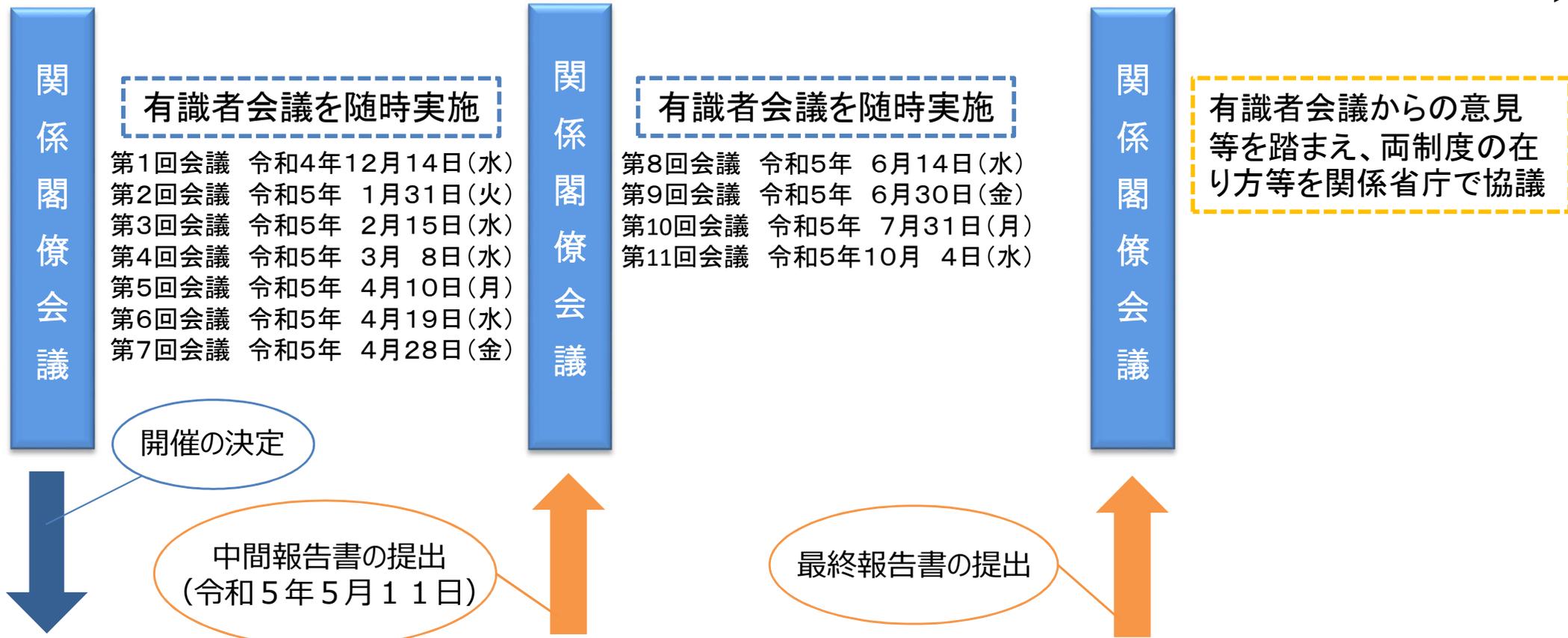
令和4年

令和5年

1月22日

6月9日

秋頃



技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

検討の基本的な考え方

論 点

制度目的と実態を踏まえた
制度の在り方

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍
できる制度（キャリアパス）の構築

受入れ見込数の設定等の在り方

転籍の在り方（技能実習）

管理監督や支援体制の在り方

外国人の日本語能力の
向上に向けた取組

現 状

人材育成を通じた国際貢献

職種が特定技能の分野と不一致

受入れ見込数の設定のプロセスが
不透明

原則不可

- ・ 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- ・ 悪質な送出国が存在

本人の能力や教育水準の定めなし

新たな制度

- ・ 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
- ・ 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論

- ・ 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
- ・ 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討

業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る

人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）

- ・ 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
- ・ 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
- ・ 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- ・ 悪質な送出国の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化

一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）抜粋

Ⅱ 施策

4 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

(2) 具体的施策.

イ 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

技能実習制度及び特定技能制度は、法律に基づく検討の時期に差し掛かっていることから、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、令和4年（2022年）12月から、両制度の在り方について議論が重ねられ、令和5年（2023年）5月11日、議論を取りまとめた中間報告書が関係閣僚会議に提出された。中間報告書では、深刻な人手不足状況を踏まえ、外国人との共生を実現する社会の姿を念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として適正な受入れを図ることにより、外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力のある社会を実現するとともに、深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする観点から、両制度が直面する様々な課題を解決した上で国際的にも理解が得られるものとなるよう検討の方向性が示されている。

両制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすいものとするとともに、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、法務省及び厚生労働省は、中間報告書を踏まえ、その他の制度所管省庁及び分野所管省庁と連携し、以下のとおり検討することとし、さらに今後、有識者会議において取りまとめられる予定の最終報告書等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

・ 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方について

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設するとともに、特定技能制度は、深刻な人手不足に対応するため、制度を見直して適正化を図った上で新たな制度との調和を図りつつ、引き続き活用していく方向で検討する。

・ 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築（両制度の対象職種の在り方を含む。）について

外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できるわかりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させる方向で検討する。

・ 受入れ見込数の設定等の在り方（特定技能制度における現行の取扱いを含む。）について

新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等の在り方は、例えば労使団体などの様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとするなど透明性や予見可能性を高める方向で検討する。

・ 転籍の在り方について

新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する方向で検討する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点に留意する。

・ 管理監督や支援体制の在り方について

人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、優良な団体等のみが認められるようにするため、その要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団体等にはインセンティブを与える方向で検討する。

外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引き続き活用する方向で検討する。

過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出国の排除や送出国の適正化に向けて、新たな制度においても、相手国との間で実効的な二国間取決め(MOC)を作成するなど、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組を強化する方向で検討する。

・ 外国人の日本語能力の向上に向けた取組について就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける方向で検討する。

[法務省、警察庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省]《施策番号137》

○経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)抜粋

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(5) インバウンド戦略の展開

(技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討)

技能実習制度及び特定技能制度の在り方を検討するに当たっては、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、両制度を外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすいものとするとともに、人権侵害等の防止・是正等を図り、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立たなければならない。以上のことから、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」における中間報告書を踏まえ、**現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とした新たな制度を創設**するとともに、特定技能制度は、制度を見直して適正化を図った上で引き続き活用していくなどの方向で検討することとし(※)、さらに今後の有識者会議の議論等も踏まえ、制度の具体化に向けて取り組む。

※あわせて、以下の方向で検討する。

- ① 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築:外国人がキャリアアップしつつ国内で就労し活躍できる分かりやすい制度とする観点から、新たな制度から特定技能制度への移行が円滑なものとなるよう、その対象職種や分野を一致させるようにする。
- ② 受入れ見込数の設定等の在り方:新たな制度と特定技能制度において、生産性向上や国内人材確保のための取組状況の確認、受入れ見込数の設定、対象分野の設定等については、透明性や予見可能性を高める。
- ③ 転籍の在り方:新たな制度においては、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨及び対象となる外国人の保護を図る観点に立って、従来よりも転籍制限を緩和する。その際、受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成に掛かるコスト等の様々な観点到に留意する。
- ④ 管理監督や支援体制の在り方:監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要であるが、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関は厳しく適正化又は排除し、その要件の厳格化などにより適正化を図る。そうした要件は、新規の団体等の審査にも適用する。また、優良な団体等にはインセンティブを与える。外国人技能実習機構は、その役割に応じた体制を整備した上で引き続き活用する。過大な手数料の徴収の防止や悪質な送出国機関の排除、送出国機関の適正化に向けて、外国人材の適正な受入れに関する国際的な取組の強化等、更なる対応を行う。
- ⑤ 外国人の日本語能力向上に向けた取組:就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後に日本語能力が段階的に向上する仕組み(「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)」において創設予定の日本語教育機関の認定及び認定日本語教育機関の教員の資格の活用方策を含む。)を設ける。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)抜粋

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(7) 多様性の尊重と格差の是正

⑥ 外国人労働者との共生の推進

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。